

前漢武帝代の地域社会と女性徭役

安徽省天長市安樂鎮十九号漢墓木牘から考える

山田 勝 芳

一 はじめに

1 前漢武帝代の地域社会と女性徭役 (山田)

中国の秦漢時代は、続々と発見される新出史料によつて絶えず新たな知見が加えられている。その最近の重要な報告の一つが、『文物』二〇〇六年一期に掲載された天長市文物管理所・天長市博物館「安徽天長西漢墓発掘簡報」である。この簡報で報告された一九号墓は前漢墓で安徽省天長市安樂鎮紀庄村にある。二〇〇四年一月二六日に発見された一棺一椁の竪穴土坑墓で、陶器、銅器、鉄器（剣が棺内にあり）等の副葬品があり、その中には「謝子翁」と墨書銘のある漆耳杯があり、さらに三四件の木牘が頭廂にあつた。各木牘は長さ二二・二〜二三・二センチ、幅三・六〜六・九センチで、それらに記載された全文字数は二五〇〇字前後である。木牘の内容については「戸口簿、算簿、書信、木刺、藥方、礼単」であるとす。さらに、この墓

のある地域は前漢代臨淮郡・東陽県の地であり、墓主の姓名は漆耳杯の墨書銘と木牘の内容から謝孟と推定され、彼は東陽県の有力官吏であつたとし、出土品の精良・精美であることも述べている。

この簡報を読んだときに、私が特に注目したのは、東陽県のものともみられる「戸口簿」「算簿」であつた。この一九号墓文書では、簿はこの二種類だけであるが、前漢末の尹湾漢墓簡牘の東海郡の「集簿」^①に対して、前漢中期の県レベルの貴重な事例となる。「算簿」^②にみえる「算」の事例は、私が江陵鳳凰山一〇号墓文書によつて「成人女性に徭役義務がある」という新説を出した際、「算」の数字と口数の比較によつて「九章算術」の事例も成人女性の徭役の存在を証するものとしたが、その理解も成人女性の徭役の存在を証明できるものであり、自説の確認が新出史料によつてなされる幸運を喜んだ。

しかし、少し冷静になって他の木牘を慎重に読み、この地域の歴史的背景を様々に考えるにつれ、この木牘群から東陽県の地域社会における諸問題が浮かび上がることに気づいた。簡報は時代については「中期偏早」とするが、私は一〇号木牘にみえる日付「十二月」は武帝の元狩四年の冬一二月と推定できると考えており、短期間設置された広陵郡時期のものであり、墓主の死亡時期はこの元狩四年中ではなかったかと推測している。墓主は簡報のいうように東陽県の有力官吏であったと認められるが、同県の他の有力者による圧迫がその死を招いた可能性が高いし、匈奴戦争、水害などの自然災害、各種財政経済政策が実施された時代であるだけに、社会的動揺が深刻であったことも窺われ、武帝代における長江下流域の地域社会の動向を知ることができると貴重な史料であると考えられるに至った。

以下において、この「算」と女性徭役問題及びこの地域社会に関わる側面の二点に焦点を絞って簡潔に論じたい。

二 「戸口簿」「算簿」と東陽県の歴史地理

秦漢時代の墓中文書を取り扱う場合、遺族等のどのような意向によつて墓が作られているかということを考える必要がある。また墓制、副葬品の件数・内容等を検討して、墓

主の生前の地位や遺族の力などを考える必要がある。それによつて、墓と簡牘を含む副葬品全般が意味するものを理解できる⁵⁾。この墓についてみた場合、前漢各時期の長江流域等の諸墓に比較しても、この墓主は鉄剣を帯び、相当数の奴婢を有していた東陽県の有力官吏の一人であったとみてよい。文字が書かれた木牘は、全三四件のうち一〇件である。他は無文字の木牘であるとみられる。無文字木牘は死後の世界において墓主の使用に供するために、書写用として入れられたし、文字が書かれた木牘も生前と同様に死後の生活にとつて様々な形で必要なものとして入れられたはずである。一号木牘以外の九件はいずれも書き手が異なり、墓主あてに書かれた現物であると考えられる。その中にあつて、A面が「戸口簿」、B面が「算簿」の一号木牘だけは官庁文書であり、県の属吏中「主吏」等の上級官吏が扱っていたとみられる県内各郷の戸数・口数と、「事算」と「復算」が書かれており、死亡年に近い数年の簿のうちの不要帳簿そのもの、ないし原簿から書き写したものであり、直接的に墓主生前の職務を示す。

まず東陽県の歴史地理から検討したい。「漢書」卷二八上、地理志上の臨淮郡の記載をみると、所属県は二九で、武帝元狩六年（前一一七）設置を伝えている。郡治のある主県は徐県で、盱眙県に「都尉治」があり、侯国は高平以下七

つて、鉄官は二県にあった。なお塩漬県には鉄官の記載だけがあるが、私は塩官も置かれていた可能性が高いと考えている。この地域は北部を淮河が流れ、南は長江、東は海に面し、高郵湖・洪沢湖等の湖沼が多い、前漢末の大郡の一つであった。高祖六年(前二〇一)春正月に荊王国の一郡となったこの地は東陽郡であったが、高祖十二年(前一九五)に呉王劉濞の王都が東陽郡の広陵県(現揚州市)に置かれた。景帝三年(前一五四)呉楚七国の乱で呉国は廃され、武帝の兄の劉非が江都王となり、同様に広陵県を王都として、東陽郡と丹陽郡をその領域とした。非の子劉建が武帝元狩二年(前一二二)に謀反・自殺して王国は廃され、東陽郡の地は広陵郡となった(『漢書』巻五三、景十三王伝・江都王非伝付建伝)。自殺は夏の後、秋の前(同巻六、武帝紀)なので、六月ごろであろう。また地理志下の広陵国の条では、広陵国設置以前の武帝元狩三年(前一二〇)に「広陵」としたとあり、郡設置は同年の可能性もある。王国廃止処置と漢直轄郡設置に時間がかかり、正式な郡設置・郡太守任命が歳首の一〇月、即ち三年初めにずれ込んだ可能性もあり、元狩三年初頭の設置と考えておきたい。

元狩六年(前一七)夏四月に至り、劉胥が広陵王になり、広陵県を王都とした。その所属県数は不明であるが、この広陵王国以外の旧広陵郡の領域には、臨淮郡が置かれた。

これについて、周振鶴は『晋書』巻一五、地理志下、徐州の条の「武帝分沛・東陽置臨淮郡」を根拠として、淮河の西・北の地を沛から分割したものと理解している。その可能性はあるが、詳細は分からない。以後、一時広陵国が廃止され、また復活するという展開をみるが、広陵国と臨淮郡は漢末まで存続する。このように、東陽県の所属する王国・郡は変遷し、しかも前漢前期には「東陽郡」という郡名もあったので、秦・前漢のある段階では東陽県が郡の中心都市であった可能性もあろう。

前漢前半、県には後半の功曹に相当する県の「主吏」以下、令史・丞史・尉史などの属吏が置かれていた。また郡には一〇名前後の卒史とその下に書佐が置かれていたし、郡の属吏は領域内の県の属吏中から選ばれた。また張家山漢簡「二年律令」の秩律には東陽県はみえないが、同県は大県だったとみられるので、長官の令は少なくとも八百石クラスだったと思われる。秩律によれば、八百石の令の下①の丞と尉は四百石で、属吏の司空・田郷部は二百石であった。しかし秩律には地方郡県の卒史・史の官秩はみられない。「百廿石」という官秩もみえるが、県属吏のトップにあつた「主吏」の令史は、官秩二百石であった可能性があるが、不確かである。

なお江都国時代の元光元年(前一三四)に董仲舒が国相

となった。この年は江都易王劉非の二一年にあたり、ちょうど『春秋繁露』止雨篇に「二十一年甲申朔丙午、江都相仲舒、告内史中尉」とある記事と合致する。この「甲申朔丙午」は元光元年の年末である後九月の朔が甲申なので、丙午は二三日となり、董仲舒が江都の相となった年の年末に下した命令となる。

さらに「内史中尉」の後に「書十七県八十離郷」とあり、これは支郡の丹陽郡を除いた東陽郡の範圍内に出した命令とみられるので、この一七県が当時の東陽郡の所屬県数となり、一県の平均郷数は五・七となる。私はこれによって、一県は一都郷・三下郷を定制とするという古賀登説を批判し、前漢末のデータに基けば一県当り平均四・一七郷となるが、それは歴史的に形成された数字に過ぎないし、むしろ「郷数の理想型」は一都郷、四離郷だったのではないかと述べた。これも一号木牘に関わる論点の一つとなる。

なお以下の木牘文の引用においてはスペースの制約により、試釈だけを掲げる木牘があること、及び引用する原文にも通用文字を使用することを断っておきたい。一号木牘のA面上部に「戸口簿」、B面上部に「算簿」と記載されているが、これが表裏各面の表題である。

(A面)

戸口簿

・戸凡九千一百六十九少前

口四万九百七十少前

・東郷戸千七百八十三口七千七百九十五

都郷戸二千三百九十八口万八百一十九

楊池郷戸千四百五十一口六千三百廿八

鞠(?)郷戸八百八十口四千五

垣雍北郷戸千三百七十五口六千三百五十四

垣雍東郷戸千二百八十二口五千六百六十九

(B面)

算簿

集八月事算二万九復算二千卅五

都郷八月事算五千卅五

東郷八月事算三千六百八十九

垣雍北郷戸八月事算三千二百八十五

垣雍東郷八月事算二千九百卅一

鞠(?)郷八月事算千八百九十

楊池郷八月事算三千一百六十九

・右八月

・集九月事算万九千九百八十八復算二千六十五

都郷と五郷の合計六郷の県であり、一戸平均口数は四・四七弱で、口・事算 $11 \cdot 2 \cdot 1$ となる。県名は書かれていないが、東陽県のものともて間違いない。そしてちょうど八月案比・算民の時期の統計である。この「事算」は、前漢代の「事」の用例を踏まえるならば、徭役義務を負う者を

指し、「復算」はなんらかの理由による免除者と考えてよいし、復算数は全算数の一割前後を占めていたことが分かる。この復算については、さらに一九九九年に発見された湖南省沅陵県沅陵侯吳陽墓の「黄簿」にも関連するものがみられる。¹⁷⁾

復算百七十、多前四、以産子故。(九八簡)

不更五十九人、其二人免老、一人脱老、十三人罷癯。(一〇〇簡)

がそれである。前者は「復算」数が一七〇であり、これは前回の統計に比べて四増加しているが、その理由は「産子」によるものだという。これは高祖七年(前二〇〇)に「民産子、復勿事二歳」(『漢書』卷一下、高帝紀下)とあるものによる。私は、これが妊娠・出産の女性を優遇したものであり、妊娠を確認してから出産後の一定期間までの二年間の徭役免除であると考ええる。¹⁸⁾ また後者は、張家山「二年律令」の傅律にある「不更六十二；皆為免老」(三五六簡)、「不更五十八；皆為脱老」(三五七簡)の規定によっている。不更五十九人のうち、二人が六二歳以上の免老で、一人が五八歳以上の脱老であり、さらに残りの五六人のうち一三人が身体障害者で徭役の減免対象者なのである。

さて「算簿」に話を戻すと、九月の総計では事算が二一減り、復算が二〇増加していて、全体として一減少してい

る。これは死者が出たなどによるものとみられる。また復算対象者は女性で妊娠出産した者以外、養老の復除その他があった。¹⁹⁾ 私の「算」の理解は、「漢代における「算」は、本来的に算木で計算することから、帳簿類に用いられた言葉でもあり、評価点としても用いられていたし、様々なものに用いた単位でもあった。とりわけ税役関係でいえば、一定の財産評価額を算とし、さらに一五歳以上の徭役と算賦を負擔する成年男女を数える単位でもあった」ということに尽きる。

そして『九章算術』卷三、衰分の「北郷算八千七百五十八」、同卷六、均輸の「甲県四万二千算」などとある「算」について、私は「概して算数が戸数に比べて二倍くらい多めに設定されている。これは：龜錯の言に見えるような一家五人として夫婦二人が労役に当たり得るという状況と合致するものである。そしてこの『九章算術』において、この「算」が免徭の場合の基準ともなり、また出銭の場合の基準ともなっているのは、漢代の算賦・徭役課徴対象者を数える単位としての「算」の用法を前提としないかぎり解釈できないのである」とした。²⁰⁾

この「戸口簿」と「算簿」の数字は、一家五人前後でその半分程度が事算対象者であったことを明示している。この事算中から成人女性を除いたならば、「成人男子数」(「子

供・女性・老の数」という著しい人口アンバランスになつてしまふ。要するに、この新出史料は私が論じてきたように成人女性が算で数えられ徭役に当たっていたことを明瞭に証明するものとなる。そして、董仲舒『春秋繁露』止雨篇にみられる武帝時代の東陽郡の一県あたり平均郷教五・七郷に対して、この東陽県は一部郷、五離郷の六郷であり、当時の平均よりはやや大きいことも分かるのである。

また、このような県全体の「戸口簿」「算簿」を持ちうるのは、県の有力属吏であり、東海郡功曹の尹湾簡牘と同様に、墓主はやはり県の主吏クラスだと考えられるのである。前漢前期では湖北省江陵鳳凰山一〇号墓簡牘が郷・里レベルの文書であり、沅陵侯国の「黄簿」が県のレベルの文書であり、前漢後期では尹湾簡牘は郡レベルの文書であるのに対して、「戸口簿」「算簿」は武帝期の県レベルの文書の貴重な事例を提供したのである。

三 墓主への手紙と東陽県の地域社会

次に検討するのは、二号木牘以下、五、一〇(A・B)、一二(A・B)、一三、一四、一五(A・B)、一八、二〇の九件の木牘であるが、前述のように試釈だけを掲げるものもあることを断っておきたい。なお試釈とするのは、文

字の確定が難しい箇所が多いこと、手紙は送り手、使者、受取人の状況を正確に判断することが難しいことによる。中国古代で、書籍掲載以外でこれだけまとまった生の手紙があること自体が貴重な資料といつてよい。

まず二号木牘は上部が欠けているが、次のような試釈をしたい。

：伏して□歳足下に進言す。今、公孫翁を遣(？)して、曲げて臧せられよ：

：□七寸、賈(卅)錢四千四百錢なり。中梁母ければ、為めに広陵(？)に取る：

：人來りて斉に玄錢を上(？)告せり。人、賈して以て斉の為に軍に如く。

この木牘は姓名不詳の某が謝孟に出した手紙である。価格四四〇〇錢の物を買ひ、その地では中梁(よいアワの意か?)がなかったので、広陵県で購入した。兵が動員されたので、「…人」がなんらかの金額(玄錢)は少ないお金(?)を出して兵役義務のある某斉に代る人を雇用して従軍させたことを示しているものと推測される。これは一〇号木牘にみられる発兵の事実と即応しており、この手紙は東陽県での発兵段階のものと考えられる。想像をたくましくすれば、この某は公孫翁を使者として手紙を送り、東陽県の主吏クラスの謝孟に対して、自分の子供が親族である某斉に

ついで、代理人を雇用したことを了承してもらおうとし、それに見合う贈物も使者に持たせたのではなからうか。「曲げて藏せられよ」と書いている理由はそこにあるのではなからうか。

五号木牘の原文・試釈は以下のようなものとなる。

丙充国謹伏地再拜請

孟馬足下寒氣始至願孟為侍前強幸酒食

道出入謹故(?)飲(?)酒(?)「拜」言充国所厚

言□吏充

国願孟□厚薦左右充国伏地幸甚有

□□充国願得奉聞孟□急母恙

□□(伏)地再拜

丙充国、謹んで伏地再拜し、孟馬足下に請う。寒氣始めて至れば、願くは孟為めに前に侍し、強いて酒食を幸せられよ。道に出入すれば、謹んで故さらに飲酒せよ。拜して充国の厚せる所を言い、廷吏に言わんことを。充国願わくは、孟厚く左右に薦められること有らんことを。(そうしていただければ)充国、伏地幸甚なり。有□□。充国願くは孟卿(?)に、急にして恙母きを奉聞することを得んことを。充国、伏地再拜す。

「寒氣始めて至」る時期とは、曆では冬は一〇月からとは

いってもこの東陽県地域では一二月頃に該当するであろうか。丙充国が、謝孟に自分の親しい人物を県吏にしてほしい旨、人物推薦したものと推測される。なお「馬足下」は簡報のいうように当時の慣用句である。また「飲食」云々も慣用句である。後述するように謝孟は「病」となるが、この時期はまだ「病」ではないし、謝孟に人物推薦を請託してもそれが可能であると考えられていたのである。

次に一〇号木牘(A・B)であるが、これが東陽県の地域社会を考える上で極めて大きな意味をもつものと考えられる。原文と試釈とを掲げる。

(A面)賁且伏地再拜請

孺子孟馬足下賁且頼厚德到東郡幸母恙賁且行守丞

上訂以十二月壬戌到雒陽以甲子發兵広陵長史卿俱□

以賁且家

室事受(?)辱左右賁且諸家死有余罪母可者各自謹

而已家母

可鼓者且完而已賁且西故自亟為所以請謝者即(?)

事復(?)大急幸遣賁且記孺子孟通亡桃事願以遠謹

(B面)為故書不能盡意幸少留意志帰至來留東陽母使帰

大事寒時幸進酒食□察諸賁且過還故県母綏急

以支亡効母它事伏地再拜

孺子孟馬足下

賁且、伏地再拜し、孺子孟馬足下に請う。賁且、厚德に頼り、東郡に到り、幸いに慈母し。賁且、守丞を行し、上訂（あるいは「行」か？）つまり中央方向に行くことを意味したか？、十二月壬戌（八日）を以て、雒陽に到り、甲子（二〇日）を以て兵を発す（そして東郡に進軍）。広陵長史卿俱□（「行」等の文字か？）。賁且の家室の事を以て、辱を左右に受く。賁且の諸家、死するも余有り。罪何も母ければ（あるいは「罪さるる可きなければ」）、各自謹しむ而已。家鼓さる可き者母ければ、賁且完き而已。賁且（今は遠く離れていて）西す。故に自ら亟かに為めに請謝する所以の者なり（下字が「即」として、「者」で文を切る。）。即し事、復た大だ急ならば、幸いに遣せられよ。（そうしたならば賁且、孺子孟、亡逃を通ぜし事を記せん。願くは遠なるを以て謹んで故さらに書せし為、意を尽くす能わず。幸いにも少しく留意せられんことを。帰り至らば東陽に來留せんとする志あり。大事に帰さ使むる母れ。寒時なれば、幸いに酒食を進め、直（？）ちに諸れを察せられよ。賁且過りて故県に還らば、緩急もて以つて支える母く、它事母きを効する亡れ。孺子孟馬足下に伏地再拜す。

これは、東陽県に家があり、現在、広陵郡「行守丞」となっている賁且が、元狩四年（前一一九）二月八日に洛陽に至り、一〇日に発兵があり、東に二〇〇キロ余りの東郡に至ったが、その前に家の者ないし宗族の者が何か犯罪を犯して、謝孟の部下の県吏から辱めを受けるようなことがあり、この行軍の途次に急遽知らせが入ったために、急ぎ東郡から手紙を出して謝孟に請託した手紙とみられる。なおこの手紙では「寒時なれば幸いに酒食を進め」と日常挨拶程度の体を労わるようにという文言しかないもので、まだ謝孟は「病」ではなかったとみられ、この強硬な請託を受けた後に「病」になったと考えてよい。要するに、「病」のある木牘はいずれもこの木牘以降のものと考えられるのである。

まず、この「広陵」が広陵国ではなく広陵郡であることから述べる。この木牘には「広陵長史」とあって、賁且は東陽県に家がありながら、広陵の「行守丞」となり、広陵の長史の下につき従っているとみられる。『漢書』卷一九上、百官公卿表上の郡守の条に「有丞、邊郡又有長史、掌兵馬、秩皆六百石」と記されるように、長史は前漢代辺郡に軍事担当官として置かれていた。呉楚七国の乱以降においては、王国の軍事権の制約は一層強まっていたとみられるので、軍事担当の長史は王国には配置されていなかったと考えら

れ、この軍事動員において、広陵郡の兵が関東の最重要拠点洛陽に入り、さらに東郡方面の鎮圧に向かっていることになろう。さらに広陵郡長史の存在は、この郡が、元狩年間には長江以南を押さえる要に位置した辺郡としての性格をもっていたことを示す。なお、張家山「二年律令」の秩序では、郡守・郡尉を官秩二千石とし、丞相の長史を千石とし、衛將軍長史を八百石としている。前漢前期の軍国体制の強さから推測するに、辺郡に配置された長史は千石であった可能性があるが、何段階かの官制改革がなされていく中で六百石の官秩に定まったが、この元狩年間には八百石ないし六百石であった可能性があるであろう。

このように、「広陵」は直轄郡の広陵郡であったが、これによればこの木牘の時期は、前述のように元狩三年(前一二二)初めから同六年(前一一七)夏四月の広陵王国設置以前という短い期間内に限定される。元狩三年から同六年までのうち一月中旬に壬戌がある年は、三年と四年だけである。元狩三年一二月朔は辛酉なので、壬戌は二日で、甲子は四日であり、元狩四年一二月朔は乙卯なので、壬戌は八日で、甲子は一〇日である。さらにこの兩年のどちらかに絞って見ると、この直前の政治・社会状況を『漢書』武帝紀でみると、以下のようである。

武帝の元光年間(前一二四)前一二九)、二年に馬邑で対

匈奴戦争を開始し、三年には黄河が大決壊し一六郡に被害が及び、六年に衛青が活躍し始め、対匈奴戦争が本格化する。元朔年間(前一二八)前一二三)、元年に東夷二八万人が下り、二年には匈奴戦争があり、また朔方へ民一〇万人を徙した。三年、四年には匈奴の侵入があり、五年に大將軍衛青が一〇余万の兵を率い、六年も同様に一〇万余を率いて戦争した。そして元狩年間(前一二二)前一二七)、元年に淮南・衡山の謀反事件、二年に驃騎將軍霍去病が活躍を開始し、匈奴昆邪王が四万人を率いて降り、五属国を設置した。この年六月頃に江都国は廃止された。三年の年末の秋には水害が発生し、貧民救済が図られ、さらに民の負担軽減のため隴西・北地・上郡三郡の戍卒の半ばを減じた。四年歳首の冬には関東の貧民七二万五千人を各地に徙したが、度重なる戦争と貧民救済などのため「用度不足」に陥り、白金・皮幣を發行し、算緡も実施された。さらにこの年も衛青・霍去病の軍が匈奴と大規模な戦争を行っている。そして翌五年には「天下の馬が少ない」状態となり、「天下の姦猾吏民を辺郡に徙す」ことにし、また五銖銭を發行した。六年には博士六人を天下に派遣し、地方の社会状況・政治状況を把握しようとした。

武帝は二〇歳代から対外戦争に熱中し、三〇歳代後半以降次第に祭祀にのめりこむが、戦争が最も激しく行われ、そ

れに伴う急激な財政改革も行われ始めた時期だったし、それだけに社会不安も醸成されがちであったとみられ、それに自然災害が加わり、貧民が急激に増加していた。この元狩三・四年段階はそのような時期であり、特に三年秋の水害が黄河流域を荒廃させ、貧民を隴西・北地・西河・上郡という前年に成卒の半ばを減じた地域と、長江以南の会稽に移している。いわば前線地帯への移住を行わせたのである。元狩三年秋以降の急激な社会不安の中で、黄河流域で盗賊や反乱が起こっていたため、その鎮圧のために四年冬一・一月中には広陵郡からも動員されたと考えるのが最も無理がない。以上により私は、黄且は広陵郡長史の指揮下、元狩四年一二月八日に洛陽に入り、一〇日の発兵後、東郡に向けて進軍したと考えるのである。

なお、動員された広陵郡の兵が東郡に直行しないで、まず洛陽に入ったのは武器の問題があったからだと推測する。東海郡の武器庫に収蔵されていた武器の種類と数量の多さは、尹湾簡牘の六号木牘「武庫永始四年兵器集簿」に詳しい。しかしこの元狩四年冬は、前述のように元狩二年六月ころの王の謀反によって江都国が廃止され、三年初頭に広陵郡が置かれてからまだ一年程度しか経っておらず、郡の武庫所蔵の武器は少なかつたと考えられる。そのため、関東全域をにらんで巨大な武庫が置かれていた洛陽で、弩

などの主要な武器を受領してから「発兵」したのであろう。さらにこの木牘にある「守丞」については、浜口重国が郡太守が勅任官でない者を郡内で欠けた勅任官に任じたものであることを論証し、さらに大庭脩が「守官とは、某官心得というべきもので、卑秩（又は卑位次）の官職にあつて高秩（又は高位次）の職を兼ねる兼任である。」「それに対して行官とは、某官事務取扱というべきもので、秩次等による兼任の原則は見出し難いこと、「守官の置かれた官には本務者がいず、したがって守者は制度的には自己の本官と、守官との二官を一人で兼ねているが、行官の置かれた官には本務者がおり、一時不在の場合が多かつたと思われる」と指摘した。そのような必要性が生ずるのは、死亡、忌引き（寧）、病氣（告）、職務で遠方に行つたなど長期の任務で離れたり、新任者の赴任まで時間がかかる場合などである。これについては、居延漢簡その他の出土簡牘、特に尹湾漢墓簡牘の五号木牘に具体的にみえる。通常の守丞とは別に、この非常事態に対応して郡の有力属吏のうちから軍事的にも有能だとみなされた者に、「行守丞」という一時的肩書きを与えたともみられる。要するに、黄且は家が東陽県にある広陵郡内の有力者であり、郡吏となつていたと理解してよいものと思われる。

さてこの黄且が「家室の事を以て、辱を左右に受く」と

述べ、帰りに東陽県の家から適切に処理されたいとしているのは、東陽県の主吏謝孟の部下の県吏から辱めを受けるようなことがあったためである。従軍中でありながら、私事で手紙を書くほど切迫した出来事だったようであり、謝孟に対して自分の家や一族の問題から手を引くように強く請託したものとと思われる。「賁且の諸家」と書いて一族の力を誇示し、うまく措置してくれば黙っているが、そうしないなら「逃亡逃」のことなども黙っていないぞ、という脅しともとれるのである。

次に一二号木牘(A・B)の原文・試釈を掲げる。

(A面)孟體不安善少論被宜身被至(?) 疔視病不宵(肖)伏
病幸毋重罪幸甚幸甚

賤弟方被宜身至前不宵(肖) 伏病謹使使者幸□伏地
再拜

請

孟馬足下寒時少進酒食近衣炭□病自愈以□□幸甚幸

甚

(B面)米一石鷄一隻

賤弟方被謹使使者伏地再拜

進

孟外厨

野物辛卯廷被幸甚幸甚

孟体不安、善く少しく論(癒)えるべし。被、宜し

く身すから、被疔(?)に至りて病を視るべきに、不肖も病に伏せり。幸いにも重罪(重い病氣)母し。幸甚幸甚。賤弟方被、宜しく身すから前に至るべきも、不肖病に伏せれば、謹んで使者を使わせり。幸いに□せられよ。伏地再拜し、孟馬足下に請う。寒時なれば少しく酒食を進め、衣炭□を近くせば、病自ら愈え、以て□に復(?)せば、幸甚幸甚。

米一石・鷄一隻、賤弟方被、謹んで使者を使わせり。伏地再拜し、孟の外厨に野物を進む。辛卯、(県廷)の被、幸甚幸甚。

この木牘では謝孟は「病」であり、しかも見舞いを要するほどの「病」なのである。ここで「賤弟」と名乗っている「方被」は孟の義弟か、あるいは当時の郷里における擬制的兄弟関係の中で年齢が下の「弟」に相当する者かもしれない。また現役の県吏とみられる。この方被が孟の病氣見舞いのために食べ物を贈った手紙であるが、自らの病氣を理由に自分では出かけないで使者を遣している。一見丁寧な見舞いとみられるが、賁且とのトラブルの後に「病」になったとみられる謝孟の所に直接出向くりスクを避けたのかもしれない。

次に一三号木牘の試釈を掲げる。

桔梗(きぎょう)の根一両、烏喙(とりかぶと)三

類、甘草三尺、白□一兩、□一升、□百枚。
飴五升、杖五升、藟蕒（やまのいも）四兩。

これは誰かから送られた薬品のリストである。この送付時期と送付した人物の検討が必要であるが、最後に推測してみたい。木牘にみえる六つの「・」印は受理した際のチェックの印かもしれない。この中に薬物でもあるが猛毒の「烏喙」が入っていることが注目される。

次は、一四号木牘（上部の文字は大きく、下端の文字は小さい。）であるが、この原文・試釈を掲げる。

□ 伏地再拜

□ (進) 書

□ (孟) 馬足下

□ □ 孟

謝漢

進

東陽

謝孟

(某) 伏地再拜し、書を孟馬足下に進む。

鉅(?) : 孟・謝漢、東陽県の謝孟に進む。

これは、手紙を持ってきた某孟と謝漢の名刺であり、この謝漢は孟の一族かもしれない。つまり、仲介者として謝孟の一族も一緒にやってきたとも考えられる。もしこのような仲介を必要とする人物が持参人だとすれば、二〇号木牘にある「孟を知り得たるが為めにする也」という某遂の使者かもしれない。なぜなら、一〇号木牘も含めて他の手

紙はほとんど謝孟がよく知っている者が直接よこしているからである。

次に、一五号木牘(A・B)の原文・試釈を掲げる。

(A面) 卿體不便前日幸為書属宋椽使横請

東陽丞堯横宜身至□下敢不給謹請司空伏非(罪)幸

謁伏地

再拜謝因伏地再拜請病

□馬□足下

(B面) 進

謝卿

「謝」卿體不便なるも、前日幸いにして書を為し宋椽に囑し、横をして東陽丞堯に請わしめたり。横、宜しく身ずから□(足?)下に至り、敢えて給せざらんや。謹んで司空に請い、罪に伏せり。幸いに謁せられたり。伏地再拜して謝す。因つて伏地再拜して、病を請いたり。「孟」馬□足下。 謝卿に進む。

謝卿||謝孟が病気になったため、某横なる人物を通じて、東陽県丞の堯に病氣休暇願いの「告」を請わせたが、丞への仲介者として司空掾の宋に委嘱したが、無事「請病」して「告」を認めてもらうという目的を果したことを告げたものであろう。これは「告」の具体的な手続きが分かる貴重な事例である。この東陽県の司空は、前述のように張家

山秩律によって推測すれば官秩二百石の官であったが、この元狩年間の官秩は低くなっている可能性がある。賁且の請託以降、県の政務から離れるために謝孟が「病」と称した可能性もあり、本当に病気だったのかは分からない。

次に一八号木牘の原文・試釈を掲げる。

頼幼功病少癒(癒) 中月且盡勝願幼功為少孫家中故
慎出入事不可

不慎也由来者頼幼功時賜餘教緩急母恙伏地拜以聞

幼功馬足下

幼功に頼りて(告をとる際、謝孟の仲介を経たか?)、病少しく癒え、中月、且に盡きなんとす。勝、願くは幼功、少孫家中の為に故に出入の事を慎しまんことを。事慎しまざる可からざる也。来者有るも、幼功時に餘教(彼らが納得するような措置?)を賜うに頼らば、緩急あるも恙母からん。伏地拜して、幼功馬足下に以聞す。

「幼功」は謝幼功と考えられ、おそらくは謝孟の字であろう。この手紙をよこしたのは某勝という病気が少し回復した人物であり、謝孟の「病」は書かれていない。問題は「少孫家中」である。「緩急があつても恙無きように」という言い方は、一〇号木牘の「緩急」と対応しそうである。「慎重に対処せよ。だれか来ても、穏やかに彼らのいうことを聞

いたら、何もないだろう」と、慎重さを強く求めている内容は、やはり賁且の案件に関わるとみられ、賁且の字が「少孫」であったとみられる。「中月」を月の半ばとすれば、この手紙の最も早い時期を考えれば一二月一四、五日ころとなるが、その場合は賁且が早馬で数日の間に手を打ったことになる。次に考えられる時期は、元狩四年一月の一四、五日ころである。その場合は、一カ月弱の経過の中で賁且の思うとおりには事態が動かなかつたので、賁且が東陽県の他の有力者某勝にも手紙を送って、強く謝孟に働きかけさせたことになる。後者であれば、謝孟が「病」となるのは一月半ば以降のこととなる。

二〇号木牘の原文・試釈は次のようになる。

為也得知孟孟□□不遣人□中遂出入平安所聞者不
善遂前□嘘其母恙往(?) 来者少年遂取之不□□□
□□諸

家少年說嘘之未報也遂願為孟盡力取之期執(?) 不

出反以遂

為認遂使少年攻以言孟唯病幸急来見遂也印(?) 不

胎

始報遂欲東之平安侍孟報幸□之印使□□(從) 者奉

書

伏地再拜再拜孟幡車幾幸以賈賜之遂止母車(幸) 甚

甚

孟を知り得たるが為めにする也。^②孟……中に人を遣わさず。遂、平安に出入するに、聞く所の者善からず。遂、前(進)し、其に嘖ぶ(叫び怒鳴る)も、恙母し。往来せる諸少年、遂、之を取るに、…不。(遂?)、諸家少年に…、之に説き嘖ぶも、未だ報ぜざる也。遂、願くは孟の爲めに力を盡して之を取り、執せんことを期す。出でずして反し、遂を以て認と爲す。遂、少年をして攻めしむ。以て孟に言う。(孟)唯だ病なるも、幸いに急ぎ来りて見んことを。遂も也た印皓白ならざれば、始めて報ず。遂、東して平安に之き孟の報を待たんと欲す。幸いに之を…し印し、従者をして遣して書を奉ぜしめよ。伏地再拜再拜す。孟の幡車、幾くは幸いにも価を以て之を(遂に)賜わらば、遂、止に幸甚幸甚なることなからんや。

某遂の手紙である。近隣の平安県(漢末は広陵国の一県。東陽県の東北東)で悪さをしていた「少年」の取り締まりに当たっていた遂が、病気の孟に対して状況を報告し、病気ではあつても放置しておけない状況なので、自ら平安県まで来てほしいこと、しかしそれがかなわないうなら、公印を押しした書類で取り締まりの正当性を保証してほしいこと、そして孟の幡つきの車(輜車)を自分に売ってくれればこ

れ以上の幸いはない、と述べている。

しかし、孟が病気であることにつけこんで、自分がやってあげるからということ、東陽県の公印つきの文書を要求し、同時に成功報酬として事実上車をただでくれと言っているようなあつかましさを感じる。あるいはこの平安県で問題を起こしている「諸家の少年」なるものは、黄且の手の中の者も関わっていたかもしれない。東陽県と平安県は境を接していた可能性があり、しかもこの地は河川・湖沼・湿地帯が多いところであり、無頼の少年の活動には格好の場所であつたとみられる。『漢書』卷三十一、陳勝項籍伝・項籍伝によれば、秦末にもこの東陽県などの少年の活動は活発であつたので、この地域は少年が活動する伝統が根強かつたとみられる。『少年』については、増淵龍夫が「民間秩序の構造と任侠的習俗」を論ずる中で明らかにし、「少年」という用語は、常に徒党をくんで姦をなし、変に応じて事を起こす、いわば年少の軽俠無頼の徒をさして用いられている。『少年』の血気さかんな軽俠無頼の徒」などと述べる。^③

この手紙の時期が、元狩四年一二月ないし一月以降だと考えられるので、その時期は前述のように三年秋の水害以降の貧民増加、そして貧民を北の前線と南の会稽に送ろうとする時期にあたり、社会は騒然としていた可能性が高い

し、この広陵郡も例外ではなかったとみられる。その中で少年たちの活動が活発化していたのであろう。おりしも広陵郡の主要兵員は東郡方面の鎮庄に出かけており、活動には好都合だった。この某遂なる人物は、少年たちと適当な妥協をしたり、別な少年たちを使って平安県に出入する少年たちを攻撃させようとしたり、複雑な動きをみせていたのであろう。

以上のように考えると、一三号木牘の薬物を送った主は、一八号木牘の某勝である可能性が出てくる。親切めかしながら、トリカブトを送って、お前が「病」になって死ぬのが問題解決の一番の良策だとほのめかしたともとれる。この解釈は憶測に過ぎないかもしれないが、これらの木牘全体を考えるに、その可能性が相当高いと考えている。²⁰⁾

四 おわりに

以上により、墓中の木牘群は武帝元狩四年前後の東陽県の戸口等や社会状況を伝える貴重な史料であることを理解できたものと考ええる。一号木牘は武帝代の県レベルの「戸口簿」「算簿」の事例を提供したものであるが、その戸口統計数と「事算」「復算」数は、『九章算術』の「算」とともに、成人女性が算で数えられ徭役に当たっていたことを改

めて証明するものであることを確認した。なお、この東陽県は一部郷、五離郷の六郷であったことも分かる。またこの一号木牘の存在は、一九号墓主は広陵郡東陽県の主吏クラスであったことを強く示唆するものであった。

そして従来の史料では十分に窺い知れなかった地域社会の状況が、東陽県という場に即して具体的な形で知ることができた意義は大きい。この東陽県では、武帝代の匈奴戦争、急激な経済状況の変化、自然災害による社会不安が重なり、東郡方面での反乱やそれに対応する軍事行動、あるいはこれらに連動した無頼の少年の活動もみられたし、県の主吏には、兵役の代理を認めてほしいとか、知人を県吏に推薦してほしいとか、様々な請託がなされていたが、同県内の他の有力者の中には強力な宗族を背景として郷里社会に大きな力をもち、郡吏ともなるような存在があり、彼らと事を構えたときは主吏クラスであっても隠忍せざるをえないし、場合によって自殺に追い込まれることもあったとみられる。

武帝代は、「然諾」を重んずる遊俠的關係が、厳しい経済統制と酷吏による取締り強化によって、次第に歴史の表面から後退していく時期であり、中央政府によって地方統治を妨げる豪族層への対応が図られつつあった。この段階にあって、ここ東陽県の豪族層・有力者の間においては、日

常的交際がなされつつも、様々な利害関係の中で、厳しい対立も生じたことも窺われる。

有力者広陵郡の「行守丞」の責且の権勢と宗族の力は強勢で、他の謝氏一族でさえも累を恐れて支援はせず、謝孟は四面楚歌の状態に陥り、元狩四年春には「病」は悪化してまもなく死亡したか、あるいは自殺に至った可能性がある。残された家族は謝孟の無念さを思い、県の主吏の職務を示す「戸口簿」「算簿」とともに、それ以上の意味を込めて、死亡直前のその死に関わる手紙類の現物をそのまま墓中に入れたのではなからうか。このように考えることができる。謝孟とその遺族の強い無念さが偲ばれよう。

注

(1) 尹湾漢墓簡牘については、連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心等『尹湾漢墓簡牘』（中華書局、一九九七年九月）、拙稿「前漢時代の地方「文人」のあり方―東海郡功曹師饒の場合―」（村上哲見先生古稀記念論文集刊行委員会編『中国文人の思考と表現』汲古書院、二〇〇〇年七月）だけをおく。

(2) なお、湖南省文物考古研究所・懷化市文物処・沅陵県博物館『沅陵虎溪山一号漢墓発掘簡報』（『文物』二〇〇三年一期）によれば、前漢文帝後元二年（紀元前一六二）死亡の沅陵侯吳陽の墓中から発見された竹簡中に、「黄簿」があり、これ

は全三四一枚である。簡報によれば「黄簿詳細記載了西漢初年沅陵侯国的行政設置、吏員人数、戸口人民、田畝賦税、大型牲畜（如耕牛）、經濟林木（如梨、梅等）的数量、兵甲船隻以及各項的増減和増減的原因、還有道路交通、亭聚、往来長安的路線和水陸里程」という内容であり、この全体像が明確になれば前漢前期の県の官庁文書のかんりの部分が明らかになる可能性がある。

(3) 拙稿「漢代の算と役」（『東北大学教養部紀要』二八号、一九七八年二月）、また、その主要な部分は拙著『秦漢財政收入の研究』（汲古書院、一九九三年二月）の第三章第三節二・三・四となっている。

(4) この年月の推定は第三節で行う。なお太初元年（紀元前一〇四）の改暦以前は一〇月が歳首であり、二月はまだ元狩四年の三ヶ月目にあたる。

(5) 墓中文書を扱った拙稿のうち、注(1)の「前漢時代の地方「文人」のあり方」及び注(2)の「漢代の算と役」に加えて、関係する以下のものだけをおく。「鳳凰山十号墓文書と漢初の商業」（『東北大学教養部紀要』第三三三号、一九八一年二月）、「弋射と二つの新発見―未央宮三号建築遺址と揚州胡場五号漢墓―」（『歴史』第七八輯、一九九二年四月）、「境界の官吏―中国古代における冥界への仲介者―」（『歴史』第八三輯、一九九四年九月）。

(6) 前掲拙著第六章専売・均輸平準、及び諸收入の第二節専売収入の二参照。

(7) 周振鶴『西漢政区地理』（人民出版社、一九八七年八月）。

(8) 蔽耕望『中国地方行政制度史 上編 卷上 秦漢地方行政制度』(中央研究院歷史語言研究所、一九七四年再刊本)参照。

(9) 張家山漢簡については、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡』(二四七号墓)〔文物出版社、二〇〇一年一月〕、同『張家山漢墓竹簡』(二四七号墓)(釈文修訂本)〔文物出版社、二〇〇六年五月〕による。なお、この「二年律令」についての私の理解は、拙稿『張家山第二四七号漢墓竹簡』(二年律令)と秦漢史研究」(日本秦漢史学会会報)第三号、二〇〇二年一〇月)に示してある。

(10) 秦から前漢初期の呂后時代までは、令・丞・尉の下の史は、有秩ではあっても百石だったかもしれない。そうであるならば、田部・郷部・校長などの出先で部署を有した吏の官秩が高かったことになる。この背景には、官僚機構自体の未整備とともに、あげられる理由としては戦国時代以来の軍事国家体制が前漢時代までは維持されていたこともあったと考えられる(前漢代の軍事費の大きさについては、拙稿「秦漢時代の財政問題」松丸道雄・古賀登等編『中国史学の基本問題』殷周秦漢時代史の基本問題)汲古書院、二〇〇一年六月)。そして、武帝代以降中央集権化が強まるにつれ、官秩は百石のままであっても令所属の吏の地位を押し上げ、逆に高い官秩であった田・郷等の吏の官秩を引き下げて、地位の重さと官秩の整合性をとったともみられるが、現在武帝代の地方属吏の官秩を確定できるような史料がないので、今後に待ちたい。

(11) 前漢代の王国と侯国が、皇帝の時間の枠内で、その国内における君主として独自の時間を有していたことについては、拙稿「支配する時間—中国古代の政治と時間意識—」(渡部治雄編『文化における時間意識』角川書店、一九九三年二月)を参照。なお、『春秋繁露』のテキストによつては「二十一年八月庚申朔」となっているものもあるが、諸本を校訂した凌曙注本を使用し、「二十一年甲申朔」を採用した。

(12) 拙稿「書評 古賀登著『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』」(『史学雑誌』第九〇編第一号、一九八一年一月)。なお、漢末の臨淮郡と広陵国の県数三三、うち侯国六として計算したため、侯国以外の一県平均は三・三七郷としたが、七侯国の誤りである。そうすると一県平均三・四六郷となる。この点は訂正しておきたい。また、沛からも地を分けたとすれば、漢末の臨淮郡と広陵国の範囲と江都国時代の東陽郡の範囲とは合致しなくなり、たとえば漢末に武帝段階で沛から分けられた県がまだ六県ほどあったとすれば同様に計算して、侯国以外の一県四・五郷となり、漢末の一県あたり平均郷数よりもかなり多くなる。しかしこのあたりになると全くの推測になるので、これ以上の検討は現段階ではできない。

なお、尹湾簡牘の一号・二号木牘によれば、前漢末の東海郡では全三八県で侯国が一八、全郷数は一七〇であり、一県平均四・四七郷となる。しかし、千石の県令の四県平均は一・二・七五郷、六百石の県令の三県は六・三三郷、四百石の県令の九県は五・五五郷、三百石の県令の四県は一・二・七五郷、

四百石の国相の四国は三郷、三百石の国相の一四国は一・三六郷である。侯国の郷数は平均一強から二弱程度であり、大県は一〇郷以上となっていた。一郡の統計でもこのようであり、全国統計の平均から郷設置原則を見出すことは無理があるのである。

- (13) 「事」の用例、「復」の用例については、前掲拙著第四章・第七章を参照。また最近の拙稿「鳩杖のゆくえ―東アジアの老人優遇策―」（『東北大学東洋史論集』第一〇輯、二〇〇五年三月）でも言及してある。またこの拙論をベースにして徭役制度に絞って論じたものが、「鳩杖與徭役制度」（中国社会科学院简帛研究中心・中国社会科学院历史所秦漢魏晋南北朝室編『簡帛研究』二〇〇四）『广西師範大学出版社、二〇〇六年一〇月』である。

(14) この出土史料については、注(2)参照。

(15) 前掲拙著第三章及び第七章。

(16) 前掲拙著第七章参照。

(17) 前掲拙著第三章（一八八頁）参照。

(18) 注(3)参照。

(19) 『漢書』卷八一、馬宮伝によれば、馬宮は宣帝時代以降に置かれていた楚王国の「長史」になったことが分かるが、これは相の長史である。ほぼ景帝から武帝初年に、『漢官旧儀』に「相・中尉・傅、不得與国政、輔王而已。當有爲、移書告内史。…相置長史、中尉及内史令(各)置丞一人、皆六百石」とあるような体制になっていた。本来軍事を担当した中尉も、相と同様国政に関与できなくなっているのである。なお

漢中央の中尉の属官には長史はない。『漢書』卷一九上、百官公卿表上の諸侯王の条に「景帝中五年、令諸侯王不得復治国、天子爲置吏、改丞相曰相、…」といい、同卷一四、諸侯王表に「景遭七国之難、抑損諸侯、減黜其官。武有衡山淮南之謀、作左官之律、設附益之法。諸侯惟得衣食稅租、不與政事」と述べるように、七国の乱以降王国の分割や権限の削減が一層進められ、武帝代もそれを進めた。武帝初年、支郡を有していたのは呉楚七国の乱で功のあった武帝の兄の非の江都国のみであり、これが元狩二年には廃止されたし、比較的大きな領域と富を有していた淮南・衡山は前年には廃止されていた。元狩六年、武帝の子を斉王・燕王・広陵王に封建した際には、多くても一〇県前後の小郡相当の領域しか与えられていないとみられる。このような武帝元狩二年以降の動向をみれば、元狩六年に置かれた広陵国には、相とその長史が置かれていたが、軍事に関わる長史があつたとは考えられない。

(20) 尹湾簡牘の東海郡「集簿」では、二四県国に防御用の砦とみられる「墩」がある。これは海賊等に備えたものとみられる。同様に広陵郡も、長江以南への前線であるだけでなく、多かつた湖沼・河川の水賊や海賊に対処していたのかもしい。

(21) 銀雀山漢簡の「元光元年曆譜」によれば、後代からの推定による朔日の干支とは、大月・小月の配置の違いによつてずれるが、一日程度なので、以下の推定には大きく影響しない。なおこの曆譜については、呉九龍「銀雀山漢簡釈文」(文

物出版社、一九八五年(二月)等を参照。

- (22) 秦漢時代の財政問題については前掲拙稿「秦漢時代の財政問題」、及び貨幣・財政を中心とした概略については拙著『貨幣の中国古代史』(朝日新聞社、二〇〇〇年九月)を参照。また武帝代の財政機構改革については「前漢武帝代の財政機構改革」(『東北大学東洋史論集』第一輯、一九八四年一月)を参照。なお、この時期の財政・経済・社会については、『史記』卷三〇、平準書の記事も参照。

- (23) 拙稿「前漢武帝代の祭祀と財政—封禪書と平準書—」(『東北大教養部紀要』第三七号、一九八二年(二月)参照。

- (24) 浜口重国「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」(浜口重国『秦漢隋唐史の研究』下)東京大学出版会、一九六六年(一月)。初出一九四三年)。

- (25) 大庭脩「漢の官吏の兼任」(大庭脩『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年。初出一九五七年)。

- (26) 某遂の手紙はこの木牘だけであるとして解釈した。冒頭部分の「為也」は、普通は文末の語句であって読みとして落ち着かないが、このように解釈しておく。おそらく手紙を持ち参した者が、口頭で持参の理由を説明しており、この一木牘の書簡だけで十分に用が足りたことも考えられる。

- (27) 顧祖禹『説史方輿紀要』卷二一、鳳陽府・泗州の条で引用する宋・真德秀の文にも「天長西趨盱眙、南趨六合、東趨揚州、自揚州至盱眙、凡数百里、平曠沃壤、極目無際、重湖陂澤、砂莽相連、田野之民、皆堅忍強悍、此強兵足食進取之資也。」とあるように、後代に至っても民情は「堅忍強悍」で

あつた。

- (28) 増淵龍夫「中国古代の社会と国家—秦漢帝國成立過程の社会史的研究—」(弘文堂、一九六〇年(二月)、同「新版中国古代の社会と国家」(岩波書店、一九九六年(一〇月))。

- (29) 一三号木牘の書き癖・墨痕と、一八号木牘のそれが一番近いようにみえる。

本稿投稿後、藤田勝久氏から、武漢大学簡帛研究中心が管理するWeb版論文として、二〇〇六年(二月)一九日掲載された、景帝期の墓だとする何有祖「安徽天長西漢墓所見西漢木牘管窺」があることを教示された。ただ、何論文は文字解釈で参考にすべきものはあるが、基本的に拙稿の解釈を変える必要がないと考えている。藤田氏の教示に改めて感謝したい。